

社会福祉施設等書面監査取扱要領

1 目的

この要領は、社会福祉施設等指導監査実施要領4の(7)に基づく書面による審査方式の指導監査を実施するに当たっての必要な事項を定めるものである。

2 書面監査の方法

(1) 次の資料の提出を求め、その審査を行うことにより実施する。

ア 自主点検表

イ 自主点検表の挙証資料

(2) 書面監査の結果、問題があると認められる場合などには、必要に応じて当該法人役員や施設職員からの聴取・確認を行う。

さらに必要な場合は、改めて実地監査を実施する。

3 書面監査対象施設の選定基準等

(1) 対象施設

児童福祉施設（児童厚生施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームを除く。）とする。

(2) 選定基準

書面監査の対象となる施設は、次の要件を満たしているものとする。

ア 原則として、前回の実地監査において指摘事項のなかった施設とする。

ただし、指摘事項のあった場合においても、その内容が軽易で速やかに適切な是正又は改善措置を講じた施設も対象とする。

イ 施設を開設して2年以上経過していること。

ウ 書面監査を実施しても支障がないと総合的に判断されること。